

「第3期掛川市教育振興基本計画」の策定について

「第3期掛川市教育振興基本計画」を策定しましたので、報告します。

1 基本計画の策定について

「掛川市教育振興基本計画（以下、基本計画）」は、教育基本法第17条第2項に基づき、国の教育振興基本計画を参酌しつつ、本市の「掛川市総合計画」を上位計画とし、「子どもたちの未来のために何をすべきか、何ができるのか」という視点に立って定めた「教育大綱かけがわ」を踏まえ、本市の教育に関する基本的な目標や施策を総合的に示すものです。

この基本計画について、第2期の計画期間が令和7年度末で終了することから、令和8年度からの新たな計画である第3期計画について、元大学教授を委員長とする策定委員会、関係部課長による庁内策定委員会を組織し、協議を進めました。

また、基本計画の素案についてパブリックコメントを実施し、広く市民から意見の公募及び、教育委員会定例会において教育委員からいただいた意見を参考に内容の修正をし、計画を策定いたしました。

2 基本計画の概要

(1) 掛川市の主要課題

ア ひとづくりに関すること

- ・「3つの創る力（創像力・創合力・創律力）」の育成
- ・主体的に社会の形成に参画する態度の育成
- ・グローバル化する社会においても学び続ける人材の育成

イ 環境づくりに関すること

- ・地域とともにある新たな学園づくり
- ・教育DXの推進
- ・人生100年時代を生きるための学びの推進

ウ まちづくりに関すること

- ・進化しつづける未来共創都市の実現
- ・掛川の歴史・芸能・文化の尊重
- ・郷土愛の醸成
- ・人生を豊かにする健康づくりの推進

3 基本計画の骨子

- (1) 基本目標「自分らしさとあなたらしさを大切に、多様な価値観から多様に学び、
幸せな今と未来を共創できるひと」

(2) 基本計画の構成

第1部 序

第2部 総論	第1章	教育の取組
	第2章	教育を取り巻く社会の状況
	第3章	掛川市における教育の主要課題
	第4章	「人づくり構想かけがわ」の基本目標・基本方針
	第5章	社会の変化に対応する教育行政の推進
	第6章	各分野の基本目標
	第7章	施策の体系
第3部 各論	第1章	地域とともに活力ある教育
	第2章	乳幼児教育
	第3章	学校教育
	第4章	生涯教育

(3) 計画期間 令和8(2026)年～令和17(2035)年の10年間
「掛川市第3次総合計画」と「教育大綱かけがわ」の計画期間と終了年を合わせています。

4 基本計画策定の経過

(1) 第3期掛川市教育振興基本計画策定委員会

計5回の策定委員会を開催し、基本計画(案)について検討しました。

令和7年6月4日(水)	第1回策定委員会
令和7年8月1日(金)	第2回策定委員会
令和7年9月17日(水)	第3回策定委員会
令和7年12月24日(水)	第4回策定委員会
令和8年2月18日(水)	第5回策定委員会

【策定委員構成】元大学教授、社会教育委員長、図書館協議会長、市内企業代表者、地域コーディネーター、園長会代表者、校長会代表者、保護者 計9人

(2) パブリックコメント

令和8年1月16日(金)	パブリックコメントの実施(32日間)
～2月16日(月)	意見数26人73件
	内容 資料1

(3) 議会関係

令和8年1月15日(木) 議会全員協議会において、基本計画(案)の中間報告

(4) 教育委員会関係

令和7年12月24日(水)	教育委員会12月定例会において、基本計画(案)の中間報告
令和8年3月18日(水)	策定委員会委員長から教育委員会へ基本計画提言書の提出
令和8年3月26日(木)	教育委員会3月定例会において、基本計画の承認
	内容 資料2